

品川区精神障害者地域活動支援センター事業補助金交付要綱

- 制定 平成 19 年 7 月 3 1 日 区長決定
要綱 第 111 号
- 改正 平成 21 年 3 月 2 5 日 部長決定
要綱 第 306 号
- 改正 平成 25 年 3 月 4 日 区長決定
要綱 第 25 号
- 改正 平成 27 年 7 月 2 1 日 部長決定
要綱 第 442 号
- 改正 平成 31 年 4 月 1 日 区長決定
要綱 第 226 号
- 改正 令和 4 年 4 月 1 日 区長決定
要綱 第 150 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。) 第 77 条第 1 項第 9 号に規定する地域活動支援センター事業を実施する社会福祉法人等(以下「法人」という。) に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、品川区補助金等交付規則(昭和 39 年品川区規則第 4 号。以下「規則」という。) およびこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、地域活動支援センター事業とは次に掲げるものをいう。

- (1) 地域活動支援センター基礎的事業(障害者等を通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する事業)
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業(福祉関係機関との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害者等に対する理解促進を図るための普及啓発等を行う事業)
- (3) 前 2 号に関する相談支援事業

(補助事業)

第 3 条 この要綱における補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。) は、前条各号に掲げるもので、別表の事業区分に応じ、職員数の欄に定める

職員を配置するものとする。

(補助基準額)

第4条 この要綱による補助事業に対する補助金の補助基準額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人は、規則第5条に定める補助金等の交付申請書を区長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた法人が補助金の請求をしようとするときは、規則第7条に定める補助金の額の決定があった後、請求書を区長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた法人は、当該補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に定める実績調書である補助事業等完了報告書を区長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表(第3条、第4条関係)

精神障害者地域活動支援センター運営費補助金 算定基準

事業区分	基準額および職員数	対象経費
運営費	年額 ¥23,084,920.- 常勤職員3名以上の配置とし、支援センター長のほか精神保健福祉士の資格を有する職員、精神障害者社会復帰指導員を配置すること	施設を運営するために必要な以下の経費 ア) 職員の経費 イ) 職員の手当(扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当、住宅手当等) ウ) 共済費 エ) 報償費 オ) 各所修繕費 カ) 旅費 キ) 需用費(燃料費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等) ク) 役務費(通信運搬費) ケ) 委託料 コ) 使用料及び賃借料 サ) 備品購入費 シ) 負担金